

中津川市子ども・子育て会議の役割について

<設置の根拠>

「子ども・子育て支援法第 72 条」及び「中津川市子ども・子育て会議条例」（平成 25 年 6 月 27 日）により、合議制の機関として設置しています。

<会議の役割>

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育施設等の利用定員を定める際に意見を述べます。
- ・中津川市子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べるとともに、継続的に計画の点検・評価を行います。
- ・中津川市における、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況等を調査審議します。

◇メンバー構成

- ・中津川市子ども・子育て会議は、中津川市の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえ、幼児教育、保育、子育て支援の関係者、子育て当事者などを含めた、子ども・子育てにかかわる幅広い分野から参画していただいております。

◇委員の定数及び任期

- ・定数は 20 人以内
- ・任期は 2 年間（委嘱の日～令和 7 年 5 月 31 日）
※任期内で交代された場合の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

◇会議

- ・会議は、年 3～5 回程度を予定しています。
- ・令和 6 年度は、第三期中津川市子ども・子育て支援事業計画の策定の年にあたります。